

総務常任委員会記録

令和4年4月5日（火）

場所：鳥栖市議会 第1委員会室

令和4年4月5日 日程

日次	月日	摘要
第1日	4月5日(火)	案件 専決処分事項の報告について 〔報告、質疑〕

1 出席委員氏名

委員長 中村直人

副委員長 牧瀬昭子

委員 森山林

委員 尼寺省悟

委員 伊藤克也

委員 松隈清之

委員 和田晴美

2 欠席委員氏名

委員 緒方俊之

3 説明のため出席した者の職氏名

市民環境部長 吉田忠典

市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長 原祥雄

市民協働推進課市民協働係長兼市民相談室相談係長兼

消費生活センター消費生活センター係長 築地美奈子

市民環境部次長兼国保年金課長 佐藤道夫

国保年金課健康保険係長 下村志保

税務課長 佐々木利博

税務課固定資産税係長 有馬健次

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主任 古賀隆介

5 日程

専決処分事項の報告について

6 傍聴者

なし

7 その他

なし

改正内容につきましては、地方税法施行令の一部改正が令和4年3月31日に公布され、令和4年4月1日に施行されたため、鳥栖市国民健康保険条例の一部改正を専決処分したものでございます。

改正の概要につきましては、国民健康保険税の課税限度額の改正でございます。

国民健康保険税の課税限度額につきましては、基礎課税分、後期高齢者支援金等課税分及び介護納付金課税分で、それぞれ限度額の上限が地方税法施行令で規定されております。

今回、基礎課税分の課税限度額を、表に記載のとおり、63万円から65万円に。

後期高齢者医療支援金等課税分の課税限度額を19万円から20万円に引き上げるものでございます。

なお、介護納付金課税分の課税限度額につきましては、据置きとなっております。

改正の施行日は令和4年4月1日となっております。

以上、御報告とさせていただきます。

中村直人委員長

ありがとうございました。

この際ですので、何か確認しておきたいことがありましたらお願いしたいと思います。

よろしいですか。

[発言する者なし]

それでは、専決処分事項の報告については以上で終わりたいと思います。

ありがとうございました。



中村直人委員長

それでは、以上で本日の日程は終了いたしました。

これにて総務常任委員会を閉会いたします。

午前10時8分散会

鳥栖市議会委員会条例第29条の規定によりここに押印する。

鳥栖市議会総務常任委員長 中 村 直 人

